環境アセスメント検定
入門編②

２０１９年　5月ver. 1.00

発行　環境アセスメント学会
http://www.jsia.net

環境アセスメント学会

Copyright (C) 2019 環境アセスメント学会 All Rights Reserved.

はじめに

環境アセスメント学会では、環境アセスメントに関心を持っているさまざまな分野の研究者や実務家などが交流して、環境アセスメントの学術・技術的発展と普及、国民各層の理解促進、適正な実施の推進、持続可能な社会の構築に寄与することを目的として活動を行っています。

「環境アセスメント検定」は、日頃、環境問題に関心のある市民や学生の方々が、これまでのご自身の経験や知識について「環境アセスメント」の観点からどの程度理解しているかを自己判断するための検定です。

ここに挙げた問題は50問であり、多岐にわたる環境アセスメントの一部ではありますが、今後とも問題を追加して行く予定としていく予定です。この検定を通して、いろいろな事業に皆さまの関心が深まり、その言動を通じて、事業がより「持続可能な環境配慮した事業」になれば幸いです。

この冊子の目的:

1. 産学官民が集まった環境アセスメント学会として、本来あるべき環境アセスメントの理解・普及・発展を図る。
2. 環境アセスメントに携わる事業者、実務者、行政担当者、環境審査会メンバーなどの専門家、市民・NGOに基本的な情報を示す。
3. 環境を学ぶ学生の学習資料としての役割も果たす。
4. 冊子に対する意見も期待する。それを踏まえて、内容の充実を図る。

目 次

はじめに
環境アセスメントの流れ
【問題】
【回答用紙】
【参考資料】

環境アセスメントの流れ

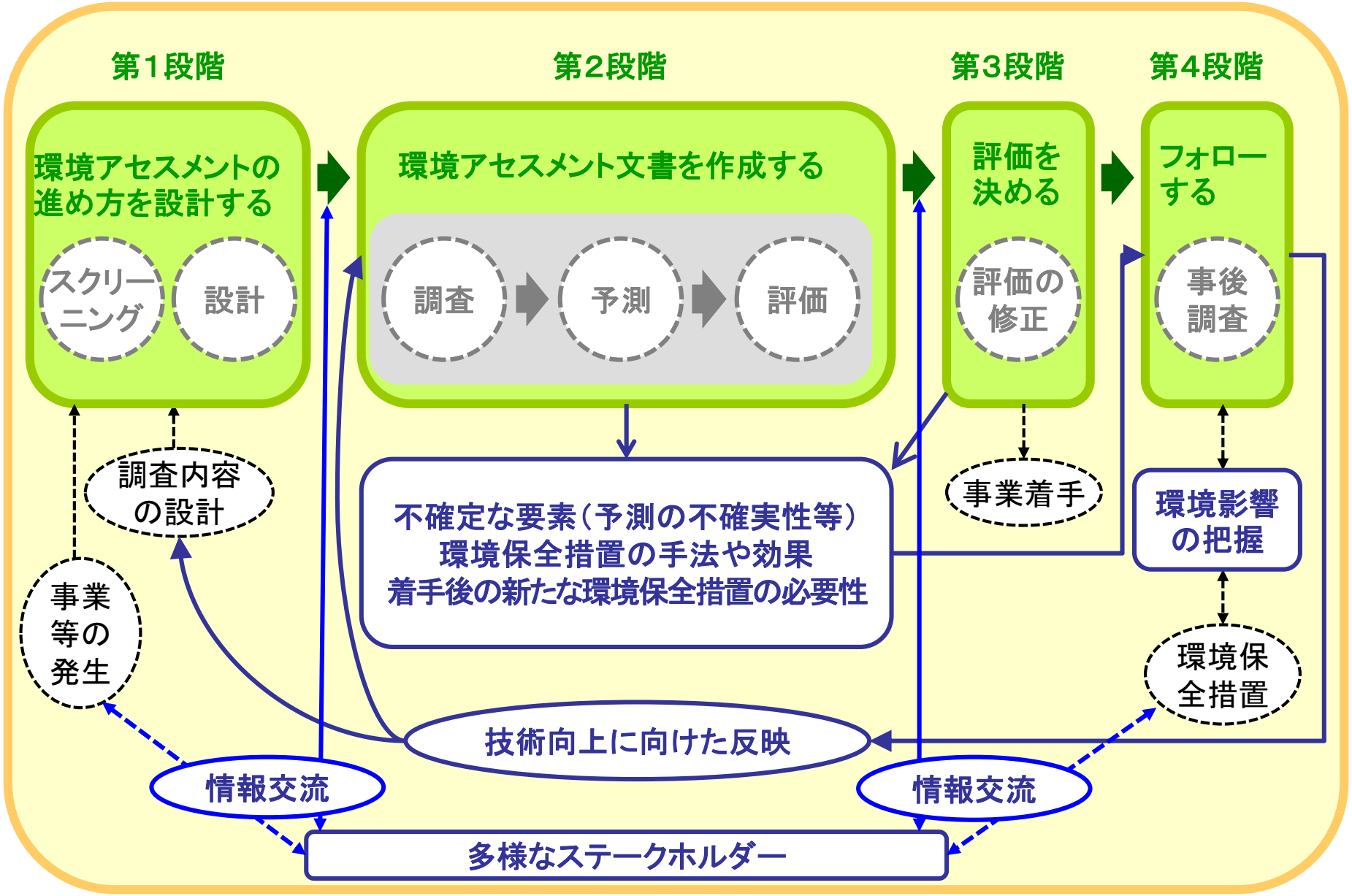

【問題】入門編②

問１：「環境基本法」には「原因者負担」「受益者負担」「未然防止」「予防原則」などの概念が含まれている。
(1)　○　　(2)　×

問２：「環境基本法」は、1993年に制定され、第15条に環境影響評価の推進が、第20条に環境基本計画について示されている。
(1)　○　　(2)　×

問３：循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき作成されており、生物多様性国家戦略は環境基本法に基づき作成されている。
(1)　○　　(2)　×

問４：「環境影響評価法」に定める手続きは、環境配慮書、方法書、準備書、評価書はそれぞれの段階において、住民に公告・縦覧される。
(1)　○　　(2)　×

問５：「環境影響評価法」の第１条目的規定には、「土地の形状の変更」、「事業者の責務」「規模が大きく環境影響の程度が著しいもの」「環境影響評価の結果」「事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされていることを確保」などのキーワードが含まれている。
(1)　○　　(2)　×

問６：環境アセスメントの結果は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの許認可において反映されることになっている。
(1)　○　　(2)　×

問７：環境影響評価法に基づく第二種事業については、条例によりアセスを課すことができない。
(1)　○　　(2)　×

問８：スコーピングによって、対象環境要素や調査・予測・評価の手法を柔軟に選択でき、メリハリの効いた環境影響評価をもたらすことが期待されている。
(1)　○　　(2)　×

問９：環境アセスメントにおける調査について、調査の範囲は、事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがあると予想される地域を原則としている。調査の方法は、測定、観察など現地調査する方法によるものとし、既存資料の整理・解析だけでは認められていない。
(1)　○　　(2)　×

問10：事業着手後（事後）において環境影響を把握するための調査までを事後調査と呼び、その調査の結果何らかの問題が発生していた場合に、必要な措置を検討するための追跡的な調査とは区分して扱う。
(1)　○　　(2)　×

【問題】入門編②

問11：事後調査の計画には、項目や手法の他、環境影響が著しいことが明らかになった場合の対応方針も含めることが求められている。
(1)　○　　(2)　×

問12：事後調査の頻度について、地下水や風環境は原則として一年以上、連続的に実施する環境項目である。
(1)　○　　(2)　×

問13：総量規制とは、大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集合し、汚染物質の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制手法である。
(1)　○　　(2)　×

問14：環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としての目標であって、その確保を図っていこうとするものである。
(1)　○　　(2)　×

問15：悪臭防止法では、知事が悪臭を防止する必要があると認める地域におい自然的、社会的条件を考慮して、「悪臭指数」または「特定悪臭物質」規制基準を定めることになっている。
(1)　○　　(2)　×

問16：水質汚濁物質で環境基準が設定されている生活環境項目には、全窒素（T-N),全燐（T-P)が含まれる。
(1)　○　　(2)　×

問17：陸水域においては、事業対象流域は事業区域より本川の下流であり、その主要支川はその対象としない。
(1)　○　　(2)　×

問18：河川流量、湖沼の回転率、海域の潮流等は、水質の最も基礎となる情報であり、河川流量は国土交通省が、海域の潮流については海上保安庁が観測結果を公表している。
(1)　○　　(2)　×

問19：海域の内部生産とは、CODであらわされる有機物量は河川等から流入した有機物以外に、海域内部で生産される有機物を内部生産という。内部生産される有機物の実体は大半がプランクトンなどの微生物そのものである。
(1)　○　　(2)　×

問20：振動に関するＥＵ指令は、各国の振動規制法を条約にしたものである。
(1)　○　　(2)　×

【問題】入門編②

問21：環境影響評価法では、廃棄物の焼却施設などの中間処理施設は対象となっていない。
(1)　○　　(2)　×

問22：廃棄物等に関する環境影響評価は、廃棄物の再生利用等の処理方法について検討し、最終処分量等についても予測・評価の対象とする。
(1)　○　　(2)　×

問23：POPs条約とは、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。1992年5月9日に採択され、日本は1992年に署名、1993年に批准。条約は、1994年3月21日に発効した。
(1)　○　　(2)　×

問24：温室効果ガス等での環境保全措置においては、対策の内容、対策の実施者、実施の確実性の事項について検討する。
(1)　○　　(2)　×

問25：温室効果ガスの環境保全のための措置として、建築物の熱負荷の軽減や、設備システムの省エネルギー、再生可能エネルギーの利用、地上部又は屋上部における緑化などがある。
(1)　○　　(2)　×

問26：世界自然遺産は、世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約で指定されている。
(1)　○　　(2)　×

問27：歴史的風土保存地区は、都市計画法で指定されている。
(1)　○　　(2)　×

問28：風致地区は、都市計画法に指定されている。
(1)　○　　(2)　×

問29：保安林は、森林法でその区域を指定している。
(1)　○　　(2)　×

問30：既存資料は行政関係の資料だけでなく、学術論文や民間団体の資料等も収集する。
(1)　○　　(2)　×

問31：地域特性の把握の目的は、項目ごとに地域の特性や位置づけを明らかにし、環境アセスメントの項目・調査・予測・評価手法を選定するために必要な情報を得ることである。
(1)　○　　(2)　×

問32：土地利用図は、縮尺1/25,000を基図として、国土地理院が管理している。
(1)　○　　(2)　×

【問題】入門編②

問33：現存植生図は、現在縮尺1/25,000で整理され、環境省が管理している。
(1)　〇　　(2)　×

問34：海洋地質図、地質図は、国土周辺の地質が様々な縮尺で作成されて、管理は地質調査総合センターが管理している。
(1)　〇　　(2)　×

問35：土地利用計画図は、各種土地利用に関する規制や計画等について表示されたもので、国土交通省が作成し、1/50,000や1/200,000 などの縮尺がある。
(1)　〇　　(2)　×

問36：全国遺跡地図は1/70,000の縮尺で文化庁が管理している。
(1)　〇　　(2)　×

問37：土地条件図は、主として防災の観点から地形を分類し、地盤高、防災施設などが記されて、縮尺1/25,000で作成され国土地理院が管理している。
(1)　〇　　(2)　×

問38：環境保全の基本施策にはつぎの３つがあげられている。正しい場合は〇、誤った項目がある場合は×を選びなさい。
1 環境の自然的構成要素が良好に維持
2 生物多様性の確保等
3 人と自然との豊かなふれあいの確保
(1)　〇　　(2)　×

問39：種の保存法で国内希少野生動植物に指定されているものは、原則として捕獲や採集が禁止されている。
(1)　〇　　(2)　×

問40：維管束植物とは、花の咲く植物をさす。
(1)　〇　　(2)　×

問41：維管束植物とは、種子植物、シダ植物をさす。
(1)　〇　　(2)　×

問42：カシ林とは、暖温帯の代表的な植生で、本州に分布し、丘陵部や山地部でみられる。ブナ科の常緑高木であるウラジロガシ、アカガシ、ツクバネガシ、シラカシなどが優占する森林。カシ林の分布域は、人の生活域であり、萌芽による二次林が多い。
(1)　〇　　(2)　×

問43：エゾマツ・トドマツ林とは、常緑針葉樹のエゾマツ（マツ科トウヒ属）かトドマツ（マツ科モミ属）が、あるいはその両種が多く生育している林で、北海道にのみ分布する。標高の低い地域ではトドマツ林、内陸部の700m以上ではエゾマツを交えてエゾマツ・トドマツ林となる。
(1)　〇　　(2)　×

【問題】入門編②

問44：ミズナラ林とは、ブナ林とともに冷温帯の代表的な植生である。ブナ林に比べ、降水量の少ない地域に成立する。自然林は、北海道、本州中部の冷温帯域に主にみられる。

(1)　○　　(2)　×

問45：タブノキ林とは、クスノキ科の常緑高木であるタブが優占する森林で、シイ林、カシ林とともに暖温帯の代表的な植生である。太平洋側は岩手県中部から、日本海側は青森県から、琉球列島まで分布する。海岸沿いの低地や谷間のような土壌が深くやや湿っている場所に多い。

(1)　○　　(2)　×

問46：二次林とは、伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林をさし、日本の森林の約36%を占め、二次林にはクヌギ、コナラの多い雑木林などのように、繰り返し伐採される萌芽林も多い。

(1)　○　　(2)　×

問47： TBT条約とは、TBT（トリブチルスズ）等を含む有機スズ系船舶用塗料（TBT船舶用塗料）は、海洋生物へ悪影響を与えるといわれている。そこで、国際海事機関（IMO）によるTBT船底塗料禁止条約が2001年10月5日採択された。

(1)　○　　(2)　×

問48：生物多様性国家戦略は、生物多様性基本法第11 条の規定に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、政府が策定する計画である。

(1)　○　　(2)　×

問49：カルタヘナ法とは、遺伝子組み換え生物等（LMO: Living Modified Organism）による生態系への影響を防止するため輸入や使用などを規制する法律。「カルタヘナ法」と略称される。生物多様性条約に基づく「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」（通称名、カルタヘナ議定書）を国内で実施するための国内法として制定され、2003年9月に発効し、2015年7月現在、170の国及び地域が批准・締結している。

(1)　○　　(2)　×

問50：クロロフィルとは、植物の葉緑体やシアノバクテリアに含まれる光合成に関与する緑色色素。一般には葉緑素と言われてきた。クロロフィルa、b、cおよびバクテリオクロロフィルの4種類がある。クロロフィルaはほとんどの植物に含まれているが、水域ではその濃度が植物プランクトンの量を示すこととなるので、さまざまな環境指標として用いられる。

(1)　○　　(2)　×

【回答用紙】入門編②

問題	回答
問１	
問２	
問３	
問４	
問５	
問６	
問７	
問８	
問９	
問10	
得点	/10

問題	回答
問11	
問12	
問13	
問14	
問15	
問16	
問17	
問18	
問19	
問20	
得点	/10

問題	回答
問21	
問22	
問23	
問24	
問25	
問26	
問27	
問28	
問29	
問30	
得点	/10

問題	回答
問31	
問32	
問33	
問34	
問35	
問36	
問37	
問38	
問39	
問40	
得点	/10

問題	回答
問41	
問42	
問43	
問44	
問45	
問46	
問47	
問48	
問49	
問50	
得点	/10

合計　　点

・45～50点＝「Ｓ」　・40～44点＝「Ａ」
・35～39点＝「Ｂ」　・30～34点＝「Ｃ」
・30点未満＝「Ｄ」解説を読んで再度チャレンジしましょう

【参考資料】

・環境アセスメント用語集
http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html

・環境アセスメント制度のあらまし
http://assess.env.go.jp/files/1_seido/pamph_j/pamph_j.pdf

・環境アセスメントを活かそう「環境アセスメントの心得」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/kokoroe_2.01.pdf

・環境アセスメント 技術指針ってな～に？「技術指針かしこい使い方」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/kasikoitukaikata.pdf

・環境アセスメント図書を 読み解く「準備書はどのように作られているの？」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/sasshi_junbi.pdf

・環境アセスメント審査会ってな～に？
「環境アセスメント審査会のあり方」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/na-ni2.pdf

・環境アセスメントにおける調査ってな～に？
「調査の在り方～事後調査を中心に～ 」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/na-ni1.pdf

・適切な環境配慮を組み込むために 「環境アセスメントにおける 情報交流の基本」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/jouhoukouryuu.pdf

・スモールアセスの勧め「自主アセス・ミニアセスなどを中心に」
http://www.jsia.net/6_assessment/kokoroe/small.pdf

・環境アセスメント学入門（環境アセスメント学会　編）
出版社：恒星社厚生閣

・環境アセスメント学の基礎（環境アセスメント学会　編）
出版社：恒星社厚生閣
http://www.jsia.net/4_publishing/10th/title.pdf

・環境省　環境情報総合データベース
http://www.env.go.jp/sogodb/search.php

・EICネット
http://www.eic.or.jp/

・生物多様性・自然との触れ合い　環境アセスメント技術ガイド
環境省、2017　（社）日本環境アセスメント協会